

令和5年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・ 指定介護予防支援事業所実地指導について

1. 検査・指導概要

(1) 実施時期

令和5年11～12月で8包括の実地検査・指導を実施

(2) 目的及び根拠

	地域包括支援センター・アウトリーチ	指定介護予防支援事業所
目的	業務委託契約内容の履行確認のため	適切な運営の確認のため
根拠	地方自治法第234条の2	介護保険法第23条

(3) 実施方法

- ・ 下記の検査内容のヒアリングと書類の確認
- ・ 執務室内の確認

(4) 結果

P.2～3の通り。法人・包括へは検査終了後に送付。
指摘事項はなし。

2. 当日検査内容

(1) 地域包括支援センター及びアウトリーチ事業の主な確認事項

①職員について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員配置について ・ 超過勤務、職員の健康管理について ・ 研修や勉強会へ積極的な参加について 等
②個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の管理について ・ マイナンバー記載書類の取り扱いについて ・ セキュリティ関連の研修について 等
③執務室内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室内やキャビネットの整理について ・ 相談窓口設置状態について ・ パンフレット類の整理について
④アウトリーチ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策事業等の実施及び支援について ・ 地域の見守りネットワークづくりについて
⑤総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付管理等事務処理について
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創意工夫について

(2) 指定介護予防支援事業所の主な質問事項

①人員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置・管理者について
②運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援の提供の開始時の説明について ・ 運営規定の記載事項について ・ 苦情処理、事故発生時の対応について
③介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービス計画の作成について ・ サービス原案における利用者及び家族の意見の反映について

3. 検査結果

	評価する点	改善すべき点
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>菊食堂（大人食堂）やゆうゆう祭り（区民ひろばと連携）を開催し、交流促進による繋がり強化等を図っている。（菊かおる園）</u> ・令和4年度に引き続き、<u>給付管理はメイン・サブ担当を月ごとに交代し、職員全体の能力向上等に努めている。（東部）</u> ・<u>集合住宅が多い地域性の中で、地域との関係を作り、介護予防サロンの立ち上げに力を入れている。（中央）</u> ・<u>見守り担当にトレーナーとして三職種を付け、相互連携を促進している。（ふくろうの杜）</u> ・<u>地域の人たちが集まれる場所として、「カフェラルゴ」を月2回開催している。（医師会）</u> ・<u>包括職員に初任者が多いため、初任者研修を実施している。（いけよんの郷）</u> ・<u>コピー機の横に交換便等の書類保管場所を設け、紛失リスク、時間ロスの低減による業務効率化を図っている。（アトリエ村）</u> ・<u>インスタグラムへの投稿など、法人本部主導で広報活動に力を入れている。（西部）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの地域支援センターの監督・検査で、指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していた。 ・主任介護支援専門員が不在のままとなっている。（いけよんの郷） →仕様書の業務内容に応じた従事者を配置するよう伝えた。 ・名札の着用はしているが、胸ポケット等にしまっているケースが見受けられた。（アトリエ村） →見やすい位置に着用するよう伝えた。
アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>孤食や認知症の方に向けての「ほっと菊食堂」を開催。（菊かおる園）</u> ・<u>年4回、民生委員やサロンのサポーター等により700件以上「おたより」を作成。定期訪問のツールとして活用。（東部）</u> ・<u>二層と連携しサロンの立ち上げ支援。マンションが多い圏域のためマンション内でのサロンを検討。（中央）</u> ・<u>広報検討部会を開催し、CSW や高田介護予防センター等と交流。誰に相談しても適切などころへ繋げられるような横の連携体制の構築に努めている。（ふくろうの杜）。</u> ・<u>二層と協力して元民生委員の方が所有していたフリースペースを食の場として活用。（医師会）</u> ・<u>池2・3の会を医師会圏域の見守りとCSWと連携して毎年2回開催。主に体操等を行っている。（いけよんの郷）</u> ・<u>商店街を中心に高齢者の見守りネットワークづくりを行っている。協力店にステッカーを配布したり、定期的に会合の開催に取り組んでいる。（アトリエ村）</u> ・<u>独居の人向けに食事会を開催するなど、二層やCSWと積極的に連携をとっている。（西部）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの見守り支援事業担当の監督・検査で、改善要望又は指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していた。 ・7月27日付で1名退職し、現在1名体制となっている。（中央） →仕様書の業務内容に応じた従事者を配置するよう伝えた。

	評価する点	改善すべき点
指定介護予防支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より開始した通所型サービス(A8)について、概ね請求情報に誤りはなく、適正に実施されている。(医師会・いけよんの郷・アトリエ村・西部) ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する書類は、全て決裁し管理方法が統一されている。(中央) ・介護予防支援台帳の綴じ方が概ね統一されている。(東部・中央・アトリエ村) ・介護予防ケアマネジメントに積極的に取り組んでいる。興味・関心チェックシートが活用されている。(いけよんの郷) ・短期集中通所型サービスを活用し、本人の意欲向上に繋げ効果的に運用し、地域につなぐ視点のケアマネジメントが行われていた。(菊かおる園) ・住民主体の通所型サービスと包括が、良い関係性を保ちながら協力することで幅広い利用者を互いに受入れることができている。(ふくろうの杜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの地域支援センターの監督・検査で、指摘事項を受ける程の点はなく、問題なく業務の目的を達成していた。 ・介護予防・日常支援総合事業における給付管理等事務処理について、費用コードの一部に誤りがあった。(いけよんの郷) →包括内で認識を再確認のうえ、正しい内容で再請求するよう伝えた。 ・給付管理等事務処理について、介護保険台帳情報誤りや月遅れ請求が重なることにより受付エラーや突合エラー・返戻となっている。(いけよんの郷) 返戻はないが暫定プランの取扱いに留意が必要。(菊かおる園) →管理簿等を活用し、基本情報、請求期間、ケアマネジメント種別などを確認するよう伝えた。 ・サービスを利用している事業対象者の状態確認のため、定期的な基本チェックリストの実施が行われていない。(中央) →個別の状況に応じた時期に実施するよう伝えた。 ・介護予防ケアマネジメント B 及び C の帳票について ①旧様式の使用あり。(菊かおる園・東部・いけよん・アトリエ村・西部) ②書類未作成・支援経過記録への記載が無い、または記載内容に不備あり。(菊かおる園・東部・ふくろうの杜・医師会・いけよんの郷・アトリエ村・西部) ③項目・ケアプラン終期等記入漏れあり。(菊かおる園・中央・ふくろうの杜・医師会・いけよんの郷・アトリエ村) ・介護予防ケアマネジメントプロセスに必要な手順及び記録が無い。「評価」・「サービス担当者会議の記録」(菊かおる園・東部・医師会・いけよんの郷・アトリエ村・西部) ・支援経過記録の書き方について「モニタリング」の表現を検討。(ふくろうの杜)